

品名	数量	り災別	購入年	単価(円)	合計金額(円)
		焼・爆・水・他			
		焼・爆・水・他			
		焼・爆・水・他			
		焼・爆・水・他			
		焼・爆・水・他			
		焼・爆・水・他			
		焼・爆・水・他			
		焼・爆・水・他			
		焼・爆・水・他			
		焼・爆・水・他			
		焼・爆・水・他			
		焼・爆・水・他			
		焼・爆・水・他			

※ 記入に際しては、下記事項を必ずお読みください。

動産り災申告書記載要領

(1の欄)

り災物件と申告者との関係は、あてはまるものを○で囲んでください。

(2の欄)

居住世帯及び居住人員は建物内全てに居住する世帯と人員を記入してください。

(3の欄)

- 1 火災保険の加入が数社ある場合は、全て記入してください。
- 2 保険金額は、契約会社別に万単位で記入してください。

(4の欄)

- 1 品名欄は、なるべく家具、じゅう器、衣類、寝具、器具、電化製品、工具、書画、骨とう、貴金属、美術工芸、宝石類、設備機械類、部品、製品、半製品、原料、材料、その他等の別にできるだけまとめて品名ごとに記入してください。
- 2 数量の欄は、総数量を記入してください。
- 3 り災別の欄は、あてはまるものを○で囲んでください。
 - (1) 焼：火災によって焼けたもの及び熱によって炭化、溶融又は破損したものなど。
 - (2) 爆：爆発により、壊れたものなど。
 - (3) 水：消火の水で濡れ、汚れ又は消火のために壊れた物など。
 - (4) 他：煙により汚れたもの、運び出すとき、避難の際に壊れたものなど。
- 4 購入年及び単価については、わかる範囲で記入してください。

備考

- 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。提出をしない場合又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条によって処罰されることがあります。
- 2 この申告書は、り災した建物1棟ごとに1枚使用してください。(4の欄)に書き切れない場合は、別の用紙に(4の欄)を転記し記入して下さい。)
- 3 この申告書は、り災した日から概ね7日以内に提出してください。
- 4 あなたに連絡する場合の連絡先の電話がありましたら、その電話番号を記入してください。
- 5 火災によるり災証明を発行する場合、この申告書が出ていると早く発行することができます。
- 6 この申告書でわからないことがありましたら、下記までご連絡ください。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合
 消防本部 予防課 予防係
 電話 0470(80)0132